柴田町告示第　９６　号

下記の者に送達すべき書類について、その住所及び居所が不明であるため書類の送達ができないので、地方税法第２０条の２の規定により、税務課が保管しいつでも交付することを告示する。

令和８年９月１５日

柴田町長　石森　靖明

記

１　送達すべき書類の名称　　令和８年度軽自動車税納税通知書

２　送達すべき者

氏名・名称	住　　所	調査結果
佐藤　善昭	柴田町船岡東４丁目30番15-4号	死亡につき相続人調整中
佐藤　努	柴田町大字富沢字猪倉26番地	所在不明
大沼　倫郎	栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2863-4 ウエストヒルＡ棟	照会した住所（戸籍の附票）に同じ
平間　慎也	岩沼市大手町2-10ダイヤモンドビル3F	照会した住所（戸籍の附票）に同じ
跡邊　隆晴	仙台市太白区山田北前町46-36 コンフォース・エス　202号	所在不明
柳沢　裕	仙台市宮城野区福室６丁目13番41号 サンライフみうらB-102	所在不明（職権消除）
宮田　隆	茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目６番地１	照会した住所（戸籍の附票）に同じ